

參考資料

2010年日本 APEC 貿易担当大臣会合（概要と評価）

平成 22 年 6 月 6 日
外務省・経済産業省

6 月 5 日及び 6 日、札幌市において、APEC 貿易担当大臣会合（MRT）が開催された。岡田克也外務大臣及び直嶋正行経済産業大臣が議長を務め、APEC 参加 21 エコノミーの貿易担当閣僚等が参加した。今次会合の成果として、[議長声明（別添 1）](#) 及び [多角的貿易体制の支持と保護主義の抑止に関する閣僚声明（別添 2）](#) が発出された。会合における議論の概要は以下のとおり。

I 概要

1. 多角的貿易体制の支持

- (1) ラミー-WTO 事務局長より、ドーハ・ラウンド交渉の現状及び世界貿易やアジア太平洋地域をめぐる保護主義の動向について報告が行われた。
- (2) これを受けて閣僚間の議論では、ラウンド交渉を野心的でバランスのとれた形で早期に妥結すべきとの決意を改めて確認するとともに、交渉推進のために分野をまたがる議論（水平的議論）や政治的関与の強化の必要性等が確認された。開かれた貿易により裨益する APEC エコノミーとして、交渉の主導的役割を担っていくことが合意された。
- (3) また、保護主義への対抗について、2008 年に APEC 首脳が表明したスタンス（現状維持）に関する約束を 2011 年まで延長することが確認された。

2. ボゴール目標^{※1}

- (1) 2010 年の評価対象 13 エコノミー^{※2} によるボゴール目標の達成状況について、我が国が中心となって作成した評価報告書案を基に、集中的な討議が行われた。
- (2) 議論の結果、評価の概略について共通の認識に達した。「貿易・投資の自由化・円滑化が実質的に進展した」との評価が共有される一方、「引き続き取り組むべき課題が残っており、APEC として、貿易・投資の促進に資する更なる取組が必要である」との意見も多く述べられた。
- (3) 評価報告書案については、今後、今次会合の議論に基づき、更に内容を充実させた上で、横浜における閣僚会議で確認することとされた。

※1 ボゴール目標： 1994 年、インドネシア（ボゴール宮殿）での APEC 首脳会議にて採択された宣言において掲げられた、先進エコノミーは 2010 年までに、途上エコノミーは 2020 年までに、自由で開かれた貿易及び投資を達成するという目標。

※2 2010 年の評価対象 13 エコノミー： 日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、シンガポール、チリ、中国香港、ペルー、メキシコ、韓国、マレーシア、チャイニーズ・タイペイ（下線は評価に自発的に参加する途上エコノミー）

3. 2010 年 APEC 優先事項と今後の APEC のあり方

- (1) FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）構想を含めた地域経済統合の進化について議論が行われ、既存の地域レベルの FTA を更に加速させていくことの重要性が認識されるとともに、FTAAP の

実現に向けたあり得べき道筋について引き続き検討を行い、横浜で閣僚会議における議論の結果を首脳に報告することとされた。

(2) また、投資、サービス、基準、円滑化といった分野における具体的な進展や成果を歓迎し、今後更に作業を加速させることとなった。特にサプライチェーンの連結強化イニシアティブについて行動計画を大筋で了承するとともに、「[関税・原産地規則の情報サイト \(webTR\)](#)」が実質的に完成した旨を歓迎した。

(3) アジア太平洋地域の長期的かつ包括的な成長戦略の策定に向けて、地域が必要としている成長戦略の考え方、内容、実施方法などについて議論が行われた。今次会合の議論を踏まえ、また8月に予定されている成長戦略ハイレベル会合等の成果を取り入れ、APECの強みを活かしつつ、行動計画の内容、戦略のフォローアップのためのメカニズムを含めた成長戦略の検討を更に進め、11月の首脳・閣僚会議に向けて議論を続けることが合意された。

(4) 人間の安全保障について、食料安全保障、防災、テロ対策、腐敗対策等の分野における取組を強化することが確認された。特に、10月に新潟で開催される食料安全保障担当大臣会合で地域の食料安全保障の強化に向けた具体的な行動計画を策定すること、防災などの分野で地域の優れた技術やノウハウを活用して取組を強化するべく具体案を検討すること等が確認された。

4. 経済・技術協力

APEC地域における経済・技術協力の重要性を再確認するとともに、我が国が提案して合意された経済・技術協力活動の強化に向けた改革案が歓迎され、これに基づいた取組を実施していくことが確認された。

5. APEC 改革

2010年末に設置期限を迎えるポリシー・サポート・ユニット (PSU) の活動期限の延長が合意された。具体的な延長期間及び資金的支援については検討を継続することとされた。

II 評価

今次会合は、我が国が2010年APECの議長として主催する最初の大規模な大臣会合。APECが、直面する課題に適切に対処し、アジア太平洋が目指すべき未来を自ら切りひらいていくための有益な議論を開始することができた。今後、日本各地で開催される一連の分野別担当大臣会合等の場を通じて議論を継続することとなる。その後11月に横浜で開催される首脳・閣僚会議において、今後APECが進むべき方向につき共通の認識を得て具体的な成果を得ることを目指すが、今次会合でその基礎となる議論を行うことが出来た。

なお、今次会合の開催にあたっては、地元主催歓迎レセプション、道産食の発信 (MRT ランチ) その他各種イベント等、北海道・札幌市をはじめとする地元関係者から多大な協力を得た。それにより成功裏に会合が開催されるとともに、会合参加者と地元関係者との交流の機会が持たれた。

APEC 貿易担当大臣会合 札幌 2010年6月5日～6日 議長声明（仮訳）

【序文】

1. 我々、APEC 貿易担当大臣は、2010年6月5日及び6日に札幌において、日本の岡田克也外務大臣及び直嶋正行経済産業大臣議長の下で会合を持った。

2. 我々は、パスカル・ラミー世界貿易機関(WTO)事務局長、APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)、太平洋経済協力会議、東南アジア諸国連合及び APEC 事務局の同会合参加を歓迎した。

3. APEC は、最近の経済危機の中にあっても、貿易及び投資の自由化及び円滑化の課題に積極的に取り組んできた。本年は、先進エコノミーが、自由で開かれた貿易及び投資というボゴール目標の達成を目指す、APEC にとって重要な節目の年である。この地域の将来の繁栄を確かなものにするために進むべき道筋を示すことが重要である。2010年 APEC のテーマは、「チェンジ・アンド・アクション」である。すなわち、このテーマは、APEC が、変動する世界情勢の中において、今後も重要かつ今日的な役割を果たし続けることができるよう、必要な「チェンジ」を構想し、それを具体的な「アクション」に移したいという発想に基づいている。このような考えの下、我々は、次の優先事項を中心に議論した。

- (1) ボゴール目標の達成評価
- (2) 地域経済統合 (REI) の強化のための APEC の作業の今後の方向性
- (3) 地域全体の成長戦略の策定
- (4) より安全な、回復力のある経済を確かなものとするための人間の安全保障の推進

【世界経済情勢】

4. 世界経済は、2008年の経済・金融危機にもかかわらず、各エコノミーによる積極的な政策対応及び国際社会による共同の努力の結果、回復に向かっている。しかし、物価の安定、雇用創出、雇用調整の一層の円滑化及び需要の拡大といった課題をいまだ抱えている。アジア太平洋地域は、世界経済の中でますます重要な地位を占めるに至っている。地域の構築された生産ネットワークは、貿易及び投資を通じて、エコノミーが比較優位の恩恵を享受することを可能にする。我々は、地域を越えて、世界経済の発展に対する責任を共に負うことを決意した。我々は、アジア太平洋地域において、長期的で持続可能な経済成長を通じ、更なる繁栄と幸福のための強固な基盤を再構築する必要がある。そのため、我々は、地域経済統合を強化するための作業を更に加速化させる必要がある。昨年、首脳から指示のあったとおり、APEC が成長戦略を策定することも、必要かつ時宜にかなったものである。ここ札幌における議論の前提として、我々は、世界経済の現状に関する理解を共有し、具体的な取組について以下のとおり検討した。

【ボゴール目標】

5. 1994年、インドネシアのボゴールにおいて、APEC 首脳は、APEC エコノミーが、アジア太平洋において自由で開かれた貿易及び投資を、先進エコノミーについては2010年までに、途上エコノミーについては2020年までに達成するというアジア太平洋地域のビジョンを定めた。それ以来、APEC エコノミーは、ボゴール目標達成に向けて、大阪行動指針、APEC マニラ行動計画、上海アコード、釜山ロードマップ及びハノイ行動計画の実施を含め、個別に及び共同

で数多くの具体的措置をとってきた。これらの措置は、地域の著しい経済成長に重要な貢献をしてきた。

6. 我々は、13APEC エコノミー（「2010年エコノミー」）によるボゴール目標の達成状況について集中的な討議を実施している。このグループは、5先進エコノミー（豪州、カナダ、日本、ニュージーランド、米国）及び自ら進んで2010年の評価の対象に加わった8途上エコノミー（チリ、中国香港、韓国、マレーシア、メキシコ、ペルー、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ）を含む。我々は、今回の評価に途上エコノミーが自ら進んで参加したことを歓迎した。我々は、APEC地域における貿易及び投資の自由化及び円滑化の評価報告書に関し、実務者による作業の進展を歓迎した。今回の議論の結果、我々は、評価の大筋について共通の理解に達した。我々は、ボゴール目標に向けた著しい進展を示すとともに、貿易及び投資の自由化及び円滑化に向けて世界を先導する地域としてのAPECの地位を確立するためになすべき残りの作業を特定する力強い、信頼性のある報告書を期待する。我々は、閣僚及び首脳による検討及び承認のため、横浜において評価報告書を提出するための作業を完了するよう高級実務者に指示した。

【地域経済統合】

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を達成するためのあり得べき道筋の探求

7. 我々は、地域貿易協定（RTA）や自由貿易協定（FTA）といったアジア太平洋地域における経済アーキテクチャーに関連する最近の進展についての議論を含む、FTAAPを達成するためのあり得べき道筋を探求するための進展を歓迎した。我々は、2009年のAPEC首脳の指示に従って実施されている、FTAAPを達成するための一連のあり得べき道筋の探求の成果について、2010年11月までに報告を行うよう高級実務者に指示した。アジア太平洋地域における地域経済統合の強化に向けた努力は、こうした取組に寄与し得る。

地域経済統合の主要分野

8. 我々は、投資、任意規格及び強制規格、貿易円滑化、原産地規則、知的財産権、環境物品・サービス（EGS）、ビジネス環境の改善等の地域経済統合の主要分野で実施されている作業を賞賛した。我々は、2010年11月までにこれらの各分野において具体的な成果を挙げるよう高級実務者に指示した。

（投資）

9. 我々は、「投資のためのロードマップ」の作成を通じた、投資分野における共通化の促進についての前進を歓迎した。我々は、ロードマップを2010年の成果として発展させるよう高級実務者に指示した。

（任意規格及び強制規格）

10. アジア太平洋における地域経済統合を強化するためには、任意規格・強制規格・適合性評価手続が国際貿易を不必要に阻害しないことを確保する必要がある。不必要な技術的障害を防止するため、我々は2010年11月までにAPEC規制協力プロセスを創設するよう実務者に指示した。また我々は、2010年11月までに、任意規格作成プロセスへの民間の関与を促進するためにAPECエコノミーがとりうる措置について合意するよう実務者に指示した。我々は、適合性評価を改善し、国際標準化に関する協力を促進し、各エコノミーが任意規格や強制規格に関する問題に対処する能力構築を行うための作業を前進させるようAPECに促した。

（原産地規則関連文書及び手続の簡素化）

11. 我々は、APEC 原産地自己証明パスファインダーへのブルネイ及びマレーシアの参加を歓迎するとともに、メンバーが原産地自己証明制度を成功裏に実施できるよう支援することを目指した能力構築プログラムを承認した。我々は、原産地規則分野における世界税関機構（WCO）との協力を歓迎した。我々は、中小企業を含むビジネスが RTA 及び FTA を更に活用するのを支援するため、原産地規則をビジネスにとってより使いやすいものとする努力を強化するよう高級実務者に指示した。

（サプライチェーンの連結）

12. 我々は、地域のサプライチェーンを通じた物品、サービス及びビジネス旅行者の円滑な流れを容易にすることの重要性を強調した。この関連で、我々は、物流・輸送網の連結改善により、時間、費用及び不確実性の更なる削減を目指し、8つの優先的な課題の各々に対処するための具体的行動を特定する APEC サプライチェーン連結枠組行動計画の策定を歓迎した。また我々は、優先的な課題を除去するための具体的作業の開始を歓迎した。我々は、2010年11月までに、関連する APEC フォーラム及び ABAC と緊密に協力しながら同行動計画を完成するよう、また、APEC の測定可能な成果目標を策定するよう、実務者に指示した。

（認定事業者（AEO）制度及び貿易再開）

13. 首脳は、昨年、APEC 貿易再開計画パイロット演習の勧告を承認するとともに、AEO 制度を構築する重要性を再確認した。我々は、APEC エコノミーが、WCO の提唱する、貿易の安全を確保しつつ貿易円滑化を推進する AEO 制度の構築を支援する AEO 行動計画の策定を歓迎した。我々はまた、貿易再開のための協調したコミュニケーション・メカニズムの構築に向けた APEC の税関当局の作業を評価した。

（貿易円滑化のための透明性の向上）

14. 我々は、ビジネスが情報を入手できるよう、また、APEC 地域の RTA 及び FTA の恩恵を十分に享受できるよう支援するための昨年の我々の指示を受けて、関税率及び原産地規則に関する APEC 透明性イニシアティブにおいて著しい進展がみられたことを賞賛した。我々は、APEC 統合ウェブサイト（WebTR）の設置を歓迎するとともに、ポータル・サイトの立ち上げに向けた実務者の努力を賞賛した。我々は、本年11月までの WebTR の完成に期待する。我々は、税関関連情報等、APEC が貿易円滑化のための透明性を向上させる追加的な方策を特定するよう高級実務者に指示した。我々は、物流ビジネスに関する情報をより入手しやすくすることによって透明性を向上するための APEC 物流ウェブサイトの新設を賞賛した。

（知的財産権の強化）

15. 我々は、知的財産権の保護及び執行を強化するという我々のコミットメントを再確認し、創造及び技術革新を奨励し、知的財産権の良好な管理及び利用の手段を与えるインセンティブの提供及び保護のための、包括的で均衡ある知的財産制度の重要性を再表明する。我々は、イノベーション促進のための地球規模知的財産基盤を構築することを目指し、本年着手された、人材育成及び特許審査協力を係るイニシアティブについて、取組を強化する。我々は、特許取得手続に関する APEC 協力イニシアティブの実施を歓迎した。我々は更に、衛星電波及び有線信号の窃取に対応するための方策の探求に関して行われた作業に留意するとともに、APEC 模倣品・海賊版対策イニシアティブ及び関連する能力構築活動のような協調した対策や、知財権担当当局及び利害関係者の間の情報共有を通じて模倣品及び海賊版の拡散を防止するために行われた作業にも、留意した。

(環境物品・サービス (EGS))

16. 我々は、EGS 作業計画を実施するための APEC の取組を歓迎するとともに、本年の閣僚会議に進ちよくを報告できるよう、経済・技術協力 (ECOTECH) 及び関連フォーラム間の更に緊密な協力を通じて各エコノミーが EGS セクターを発展させる能力を高めるための取組を含む具体的な活動を更に実施するよう高級実務者に指示した。我々は、持続的な経済成長を促進するとともに、気候変動を含む環境課題に対応するためには、EGS の更なる普及と活用が重要であることを確認し、WTO ドーハ・ラウンドにおける EGS 交渉の進展を支持する。

(ビジネス環境の改善)

17. 2015 年までに、ビジネスを 25 パーセント安く、迅速に、そして容易に行えるよう、及び 2011 年までに中間的に 5 パーセントの改善を達成するため、能力構築活動が実施されている。我々は、11 月の首脳会議までに、複数年計画の最初の段階として、「起業」、「資金調達」、「契約履行」、「許可取得」及び「越境貿易」の優先 5 分野においてセミナー/ワークショップを完了する。計画の次の段階として、我々は、APEC 全域の中間及び最終目標の達成を支援するため、追加的な能力構築活動を実施する。

(地域経済統合の強化のための能力構築の必要性)

18. アジア太平洋地域において包括的で、質が高く、大規模な FTA が急速に拡大にしていることを受け、我々は、地域経済統合強化のための APEC の作業の一部として、能力構築を通じて先進エコノミーと途上エコノミーとの間の隔たりをなくすことの重要性を認識した。この関連で、我々は、地域経済統合の強化のための能力構築の必要性を特定するための提案に留意した。

【成長戦略】

19. 成長戦略は、均衡があり、あまねく広がり、持続可能で、革新的で、安全な経済成長を達成することを目指すものである。これらの特性は、お互いが排他的ではなく、深く関連し合っている。我々は、同戦略が、ECOTECH 及び能力構築を含む、APEC が付加価値を有し得る分野での強みに焦点を当てる、複数年に及ぶ行動計画から成るべきであるということを改めて確認した。我々は、高級実務者に対し、横浜において同戦略を完成するよう奨励した。8 月に別府で行われる APEC 成長戦略ハイレベル会合は、産学官の参加者間の議論に基づき、同戦略の方向性について共通理解を形成することを目的としている。エネルギー、人材養成、中小企業、電気通信・情報産業、財務その他の関連する分野別大臣会合は、成長戦略の策定に貴重な貢献を行い得る。

構造改革

20. 構造改革は、持続的な経済成長を達成し、地域経済統合を推進する上で重要なものであり、成長戦略において不可欠な役割を果たす。我々は、構造改革実施のための首脳の課題 (LAISR) の下で特定された 5 分野における進展を歓迎した。本年は LAISR の最終年であり、我々は、高級実務者に対し、今日までの進展を再検討し、同戦略を支える野心的ながらも実際的な新たな構造改革アジェンダを策定するよう奨励した。

【人間の安全保障】

21. 我々は、防災、テロ対策、腐敗対策、保健及び食料安全保障を含む人間の安全保障分野における本年の APEC の取組に留意した。我々は、高級実務者に対し、商業及び貿易に対する潜在的な脅威及び途絶を減じ、それらに備え、安全で、回復力のある経済・社会環境を達成するための域内の能力向上のための取組を強化するよう指示した。アジア太平洋地域が直面する課題は

広範にわたるが、我々は、この分野における協調的な取組を通じて未来を形成しなければならない。食料安全保障については、アジア太平洋地域におけるその重要性にかんがみ、10月に新潟で開催される食料安全保障担当大臣会合の成果として、域内の食料安全保障を強化するための具体的行動が得られることを期待する。

【デジタル格差への対処】

22. 我々は、APECの都市部、地方部及び農村部社会の人々がインターネットを通じた情報及びサービスにアクセスすることを可能にすることの重要性に留意し、地域のデジタル格差縮減に向けて貢献するAPECデジタル機会センター・プロジェクトの進展を歓迎した。

【ECOTECHの強化】

23. 我々は、マニラ枠組みへの首脳のコミットメントを再確認し、ECOTECHが2010年以降も非常に重大な役割を果たし続けることを確認した。我々は、特定された優先分野にまたがる戦略的、結果志向かつ複数年にわたるアプローチを通じたECOTECH活動の強化を歓迎した。

【利害関係者のAPECへの関与】

24. 我々は、ABAC及び他の利害関係者との継続的な官民交流を支持した。我々は、民間セクターによる、化学ダイアログ、ライフサイエンス・イノベーション・フォーラムや自動車ダイアログにおける、APECの成長と経済統合の優先事項につながる重要な成果を前進させる建設的な関与を歓迎した。また、ライフサイエンス・サプライチェーンの完全性を確保するためのイニシアティブを追求し、化学品の健全な管理と化学業界の成長のための戦略的枠組みを構築し、また自動車業界のグリーン成長を促進する措置をとり続けるよう、実務者に指示した。

【APEC事務局機能の強化】

25. 2010年以降のAPECの活動を支えるため、APEC事務局の機能を強化させる必要がある。このため、我々は、政策支援ユニット（PSU）の活動期間を延長することに合意した。また、我々は、PSUに対する資金的支援の在り方及び具体的な延長期間を引き続き検討するよう高級実務者に指示した。我々は、事務局及びAPECフォーラムの説明責任及び透明性の向上のための努力を賞賛した。

【横浜に向けて】

26. APECは、地域を取り巻く新しい状況の下で新たな道を進み、新たな局面へ向かわなければならない。札幌での議論を踏まえ、我々は、横浜の閣僚会議を、アジア太平洋の未来及びAPECのビジョンを探求し、首脳に勧告を提出する機会にする。我々は、高級実務者に対し、そのための作業を加速するよう指示した。

APEC 貿易担当大臣会合

多角的貿易体制の支持と保護主義の抑止に関する閣僚声明（仮訳）

札幌

2010年6月5日－6日

我々APEC 貿易担当大臣は、札幌での第 16 回会合に集い、多角的貿易体制に対する強いコミットメントと、WTO ドーハ開発アジェンダ（DDA）交渉を可能な限り早期に成功裡に妥結に導く、との揺るぎない決意を表明する。

【ドーハ開発アジェンダの推進】

1. 多角的貿易体制の強化は、経済成長、発展及び安定の源泉である。我々は、貿易政策の更なる改革と自由化が、経済回復をより確実なものにするとの認識の下、DDA 交渉を、モダリティに関するものを含むこれまでの進展の上に、マנדートと整合的に、野心的でバランスのとれた形で、早期に妥結することを目指す、との決意を再確認した。

2. 我々は、DDA 交渉の現状を率直に評価し、現下の交渉の停滞を深く憂慮する。我々は、交渉進展のために、合意可能な利害のバランスを見いだすための試みを加速し、あらゆるレベルにおいて最終的な決断に向けての政治的関与を強めていく必要がある、との認識を共有した。

3. 我々は、ジュネーブにおける各交渉グループのプロセスを支持するとともに、ジュネーブ駐在の大使及び高級事務レベルに新たに権限を与え、必要に応じ我々閣僚自身が関与することを含め、あらゆる適切なフォーラムと形態により活発に交渉を行うことで、DDA 交渉を前進させる。我々は、交渉の最終局面に向けた道筋を得るべく、水平的議論に取り組む。最終合意案は、すべての分野において意味ある新たな貿易機会が創出されるとともに、貿易上の歪みが実質的に削減される場合にのみコンセンサスを得ることになる。

4. 各エコノミーは、DDA 交渉の妥結内容に向けて相応の貢献をおこなう。APEC エコノミーは、開かれた貿易によって大きく裨益する立場にあり、APEC 域内はもとより、域外のエコノミーとも、連帯責任の下、DDA 交渉の妥結に向けた主導的役割を果たしていく。我々は、首脳に対し横浜において進捗を報告する。

5. 我々は、DDA 交渉の早期妥結が、全ての WTO 加盟国、とりわけ途上加盟国に利益をもたらすことを再確認する。我々は、多角的貿易体制が持続的な発展に貢献する上で、「貿易のための援助」と貿易金融が重要であることを認める。

【保護主義の抑止】

6. 幾つかの指標は、世界経済が回復に向かっていることを示しているが、失業率の高止まりは、保護主義的措置を求める政治的圧力を高める可能性がある。我々は、貿易及び投資の自由化と円滑化が雇用の維持と創出の鍵であることを認識するとともに、引き続き、あらゆる形態の保護主義を排し、開かれた市場を維持し、今次経済危機下に導入された貿易歪曲的な措置を撤廃するよう取り組む。我々は、2008年にAPEC首脳がコミットしたスタンスティル（現状維持）に関するコミットメントを更に1年（2011年まで）延長するとともに、要すれば更に延長する用意のあることに合意する。我々は、引き続き、WTOに整合的と考えられるとしても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の導入を最大限抑制するとともに、そのような措置が実施された場合には速やかに是正する。我々は、今後も、保護主義のあらゆる兆候への警戒を怠らない。

7. 我々は、WTOによる監視機能がこれまで効果的に機能してきていることを認識し、APEC

に対して関連情報が適切に提供されていることを評価する。我々は、この情報提供の継続を求め、エコノミーが引き続き透明性を確保するよう懇請する。自由で開かれた市場を維持するとの約束に従い、我々は、WTO、ABAC その他関連機関からの協力を得て APEC 事務局が作成する報告に基づき、APEC エコノミーによりとられた貿易・投資に影響のある措置について、定期的なレビューを継続する。

2010年APEC貿易担当大臣会合北海道・札幌実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、2010年APEC貿易担当大臣会合北海道・札幌実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、2010年APEC貿易担当大臣会合（以下「APEC貿易担当大臣会合」という。）の成功に向け、官民一体となった受け入れ体制を確立し、支援・協力を行うとともに、関連する事業の実施や道内の様々な情報の発信などを通じ、本道の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) APEC貿易担当大臣会合開催に対する支援、協力及び受け入れに向けた準備の推進に関すること
- (2) APEC貿易担当大臣会合関連事業の企画及び実施に関すること
- (3) APEC貿易担当大臣会合開催に関する広報・啓発等に関すること
- (4) その他実行委員会の目的を達成するために必要なこと

(構成員)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる構成団体（以下、「構成団体」という。）及び委員をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副 会 長 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

2 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長代行は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長及び会長代行を補佐する。
- 4 理事は、実行委員会の議事の審議及び会務の運営に当たる。
- 5 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 実行委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

(任期)

第8条 役員及び顧問の任期は、選出の日から実行委員会が解散する日までとする。

(総会)

第9条 実行委員会の総会は、必要に応じて会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 総会は、次の事項を議決する。

(1) 実行委員会の規約の制定及び改廃に関すること

(2) 事業計画及び予算に関すること

(3) 決算に関すること

(4) その他第2条の目的の達成に必要と認められること

3 委員が出席できない時は、当該委員が指定する者を代理として出席させることができる。

4 総会の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

5 やむを得ない事情により総会を招集できない場合には、委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって総会の開催に代えることができる。

(幹事会)

第10条 実行委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、実行委員会の事業に関して、必要な事項を協議する。

3 幹事は、構成団体から推薦を受けて、会長が指名する。

4 幹事会には幹事長を置くこととし、幹事の中から互選により選出する。

5 幹事会は、必要に応じ、幹事長が招集し、幹事の過半数の出席をもって成立する。

6 幹事会の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、幹事長の決するところによる。

7 やむを得ない事情により幹事会を招集できない場合には、幹事に対し書面により賛否を求め、その回答をもって幹事会の開催に代えることができる。

(財務)

第11条 実行委員会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

(解散)

第13条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき解散する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年7月8日から施行する。

「2010年APEC貿易担当大臣会合北海道・札幌実行委員会」構成団体及び委員

別表

構成団体	委員
北海道	知事
札幌市	市長
北海道経済連合会	会長
(社)北海道商工会議所連合会	会頭
北海道経営者協会	会長
北海道経済同友会	代表幹事
北海道商工会連合会	会長
北海道中小企業団体中央会	会長
(社)北海道建設業協会	会長
北海道商店街振興組合連合会	理事長
(社)北海道観光振興機構	会長
北海道農業協同組合中央会	会長
ホクレン農業協同組合連合会	代表理事会長
北海道漁業協同組合連合会	代表理事会長
北海道木材産業協同組合連合会	代表理事会長
北海道市長会	会長
北海道町村会	会長

2010年 APEC 貿易担当大臣会合北海道・札幌実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、2010年 APEC 貿易担当大臣会合北海道・札幌実行委員会規約第14条の規定に基づき、2010年 APEC 貿易担当大臣会合北海道・札幌実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 事務局は、北海道総合政策部 APEC 貿易担当大臣会合推進局内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、2010年 APEC 貿易担当大臣会合北海道・札幌実行委員会に関する事務を処理する。

(組織及び所掌事務)

第4条 事務局に別表第1に掲げるグループを置き、それぞれ同表に掲げる事務を分掌する。

(職員)

第5条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) ディレクター
- (4) マネージャー
- (5) チーフ

2 前項の職員は、別表第2に掲げる北海道職員（併任職員を除く。以下同じ。）等をもって充てる。

3 APEC 貿易担当大臣会合北海道・札幌実行委員会会長（以下「会長」という。）は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、職員を任命することができる。

(職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

3 ディレクターは、上司の命を受け、グループの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4 マネージャー及びチーフは、上司の命を受け、当該グループの主管に属する特定の事務を処理する。

第3章 事務の決裁

(専決)

第7条 事務局長、事務局次長、ディレクター及び各グループの筆頭マネージャーは、別表第3に掲げる事項を専決することができる。

(代決)

第8条 決裁権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、代決することができない。ただし、上司の承認を得たものについては、この限りでない。

3 前2項の規定により代決したものは、すみやかに決裁権者の閲覧に供さなければならない。ただし、軽微な事項については、この限りでない。

(重要事項の専決保留)

第9条 専決者は、この規定の定めるところにより、専決できる事項であっても、事案の内容が特に重要であるもの、異例のもの、疑義のあるもの、重大な紛争を生じるおそれのあるもの等は、上司の決裁を受けなければならない。

第4章 文 書

(記号及び番号)

第10条 文書には、「A 貿会」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書についてはこの限りでない。

(発信者名)

第11条 文書の発信者は、会長名を用いるものとする。ただし、軽易な文書についてはこの限りでない。

(整理及び保管並びに保存)

第12条 完結文書は、ファイルに綴じ込み整理し、決められた書架に保管及び保存しなければならない。

(文書事務)

第13条 前3条の規定に定めるもののほか、文書の受領、作成、回議及び決裁、施行、利用並びに廃棄については、北海道文書管理規程（平成10年3月31日北海道訓令第7号）の規定を準用する。

第5章 公 印

(公印)

第14条 事務局で使用する公印の名称、書体、寸法及び形状は、別表第5のとおりとする。

2 前項に定める公印の管守者は、総務ディレクターとする。

第6章 服 務

(勤務時間及び休日)

第15条 職員の勤務時間及び休日については、北海道職員の例による。

第7章 財 務

(会計年度)

第16条 事務局の会計年度は、9月15日から翌年9月14日までとする。

(予算編成)

第 17 条 事務局長は、毎会計年度の収入支出予算書を作成して、会長に提出しなければならない。

- 2 事務局長は、予算作成後に生じた理由により、規定の予算に追加その他変更をする必要が生じたときは、会長の承認を受けて補正予算を編成することができる。

(出納員)

第 18 条 事務局に出納員を置く。

- 2 出納員は、総務班の筆頭マネージャーをもって充てる。
- 3 出納員の職務は次のとおりとする。
- (1) 現金（証券を含む。）の出納及び保管に関すること。
 - (2) 物品の出納及び保管に関すること。
 - (3) 前各号に付随する会計事務に関すること。

(金融機関)

第 19 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通して取り扱うものとする。

(出納閉鎖)

第 20 条 出納は、会計年度終了後の 11 月 14 日をもって閉鎖する。

- 2 前項の出納閉鎖期日は、会長がやむを得ないと認めるときは、その期日を変更することができる。

(決算)

第 21 条 出納員は、出納閉鎖後 30 日以内に収入支出決算書を作成し、事務局長を経由して会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の収入支出決算書の提出を受けたときは、監事の監査に付するものとする。

(準用)

第 22 条 前 5 条に定めるもののほか、予算、契約、収入、支出の方法その他財務会計に関し必要な事項については、北海道財務規則（昭和 45 年 4 月 1 日北海道規則第 30 号）及び北海道の財務規則に関する諸規定を準用する。ただし、事務局長が別に定めた事項についてはこの限りでない。

第 8 章 補 足

(補足)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

グループ	分 掌 事 務
総務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合調整及び庶務に関すること 2 諸規定の制定及び改廃に関すること 3 職員の人事・服務、健康管理、福利厚生等に関すること 4 予算の編成・執行、経理・審査、出納及び決算に関すること 5 実行委員会等に関すること 6 経済界及び関係団体との調整に関すること 7 報道機関との連絡調整に関すること 8 報告書の作成に関すること 9 その他、他のグループに属さないこと
会議グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 貿易大臣会合及び高級実務者会合の開催支援・ロジに関すること 2 外務省、経済産業省等関係省庁との折衝、連絡調整に関すること 3 配偶者プログラムに関すること 4 国の出先機関との連絡調整に関すること 5 大臣等の移動に関すること 6 警備・消防救急・保健衛生に関すること 7 道警本部との連絡調整に関すること 8 NGO 等の対応に関すること 9 宿泊（政府関係・報道機関等）及び宿泊施設との連絡調整に関すること 10 プレスセンターに関すること 11 施設の整備（輸送関係を除く）に関すること 12 通信・電力環境の整備に関すること 13 プレスツアー及び報道機関視察対応に関すること 14 北海道及び札幌市の地域情報の発信に関すること
事業・ 支援グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の企画立案に関すること 2 APEC 貿易担当大臣会合及び高級実務者会合開催の周知・啓発に関すること 3 札幌市内及び周辺地域の環境美化に関すること 4 歓迎セレモニー等に関すること 5 ボランティア・スタッフに関すること 6 語学、接遇等の研修に関すること 7 政府関係者及び報道関係者の移動に関すること 8 輸送に係る基盤整備の連絡調整に関すること

別表第 2（第 5 条関係）

事務局職名	北海道職員としての職名
事務局長	総合政策部 APEC 貿易担当大臣会合推進局長
事務局次長	総合政策部 APEC 貿易担当大臣会合推進局次長
ディレクター	総合政策部 APEC 貿易担当大臣会合推進局参事
マネージャー	総合政策部 APEC 貿易担当大臣会合推進局主幹、主査
チーフ	総合政策部 APEC 貿易担当大臣会合推進局主任、主事

別表第3（第7条関係）

1 事務局長専決事項

- (1) 第5条第3項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関すること
- (2) 事務局長及び事務局次長の旅行命令に関すること
- (3) 予算の配当、流用及び収入金の調定並びに徴収に関すること
- (4) 1件の金額が100万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること
- (5) 総会及び役員会の開催に関すること
- (6) 重要な刊行物の発行に関すること

2 事務局次長専決事項

- (1) ディレクターの旅行命令に関すること

3 ディレクター専決事項

- (1) 所属職員の旅行命令に関すること
- (2) 1件の金額が100万円未満の支出負担行為及び支出命令に関すること
- (3) 軽易な刊行物の発行に関すること

4 マネージャー専決事項

- (1) 軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関すること
- (2) その他軽易又は定例的な事項でディレクターの指定するもの

別表第4（第8条関係）

決 裁 区 分	代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がともに決裁権者が不在のとき不在で、かつ、緊急やむを得ないとき
会長の決裁事項	事務局長	会長があらかじめ指定する者
事務局長の決裁事項	事務局長があらかじめ指定する者	事務局長があらかじめ指定する者
事務局次長の決裁事項	事務局次長があらかじめ指定する者	-
ディレクターの決裁事項	ディレクターがあらかじめ指定する者	-

別表第5（第14条関係）

公 印 の 種 類	書 体	寸 法
2010年APEC貿易担当大臣会合 北海道・札幌実行委員会会長印	てん書体	27ミリメートル平方
2010年APEC貿易担当大臣会合 北海道・札幌実行委員会出納員印	てん書体	24ミリメートル平方